

運用保守要件等

No	項目	要求内容	備考
1	基本事項	<p>実施作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 監視作業</li> <li>(イ) スケジュール管理</li> <li>(ウ) データバックアップ</li> <li>(エ) 定型化され自動化されたバッチ処理</li> </ul>	
2	運用管理	<p>運用作業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 非定型のシステム運用作業（計画外作業）</li> <li>(イ) イベント管理（注）／インシデント管理（業務に関するヘルプデスク）</li> <li>(ウ) 問題管理（障害対応やシステム改修）</li> <li>(エ) モニタリングおよび評価の実施（SLA）</li> <li>(オ) 移行計画・リリース計画の策定／サービスの改善（アプリケーション保守）</li> <li>(カ) 資産・構成管理／変更管理（ソフトウェアのバージョン管理など）</li> <li>(キ) アクセス管理（権限変更やセキュリティ対策の実施など）</li> </ul>	<p>（注）</p> <p>サーバの定期メンテナンス（OS のセキュリティパッチ適用）等</p>
3	運用・保守業務の SLA	<p>サービスレベルの締結に関する事項（可用性の保証、遅延時間の保証、障害通知の保証等）を設定し、サービスレベル未達成時の対応についてもシステム保守業者と協議のうえ定める。</p>	
4	オンライン業務のサービス稼働時間	<p>原則 5:00～翌日 2:00 とする（土日、祝日含む）。</p>	
5	運用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) オンライン業務のサービス稼働時間</li> <li>(イ) システムの立ち上げに要する時間</li> <li>(ウ) バックアップに要する時間</li> <li>(エ) シャットダウンに要する時間</li> </ul>	

6	業務アプリケーション保守（システム改修を含む）	<p>パッケージ対応のみで完結する制度改正への対応や機能強化等に伴う改修作業（以下の項目は想定）は、保守範囲において実施する。</p> <p>（ア）各種コードの変更に伴うもの</p> <p>（イ）各種基準改定等のパラメータの変更で対応できるもの</p> <p>（ウ）帳票レイアウトの修正及び項目の追加・削除</p> <p>（エ）画面レイアウトの修正及び項目の追加・削除</p> <p>（オ）システムのバージョンアップによる機能強化に伴うもの（パッケージソフトウェア導入の場合）</p> <p>（カ）県の組織改正による所属名、担当係名の変更に伴うもの</p> <p>上記以外のパッケージ対応のみで完結しないもの（抜本的な制度改正による機能の大幅な追加・変更やシステムの基本的な設計に係る改修作業等）については業務アプリケーション保守の範囲には含まないものとするが、改修作業については、対応方法を都度協議する。</p>	
7	運用・保守業務の作業環境	保守に係る開発環境は、システム保守業者が用意する。	
8	信頼性要件	<p>信頼性を確保するための対策として以下を実施する。</p> <p>（ア）システムの冗長化</p> <p>（イ）変更履歴の取得（注）</p> <p>（ウ）機器の定期点検</p> <p>（エ）緊急時対応体制の構築</p>	<p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムパラメータの設定変更</li> <li>・データベースの構成変更</li> </ul>
9	セキュリティ要件	<p>セキュリティ対策として、以下を実施する。</p> <p>（ア）データの暗号化</p> <p>（イ）不正アクセスの防止（権限管理、認証管理、ログ管理、ネットワークの監視）</p> <p>（ウ）サーバのウイルス対策</p> <p>（エ）災害対策</p> <p>（オ）可搬媒体にかかる対策</p>	
10	その他	本県と協議の上、円滑な運用を実施するために必要な協力をする。	